

第325号

平成27年

2月1日発行

# 道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会  
横浜市戸塚区上倉田町449-2  
戸塚法人会館106号室  
TEL 045(881)8558  
FAX 045(861)3505  
発行責任者 茂木省藏  
印 刷 所: タクノ印刷

## 平成26年分確定申告の事務所受付について

外会場は1月号チラシ  
をご覧ください

平 日 (祝祭日、最終日を除く) → 午前9時～11時、午後1時～4時

日曜日 平成27年2月22日、3月1日 → 午前9時～11時、午後1時～3時

注意!! 日曜日は2日間になりました

混雑状況により早めに閉めさせていただく場合があります。

所得税の提出期限日 3月16日(月)

申告相談の受付 午前9時～11時(午前のみ)  
提出のみの受付 午前9時～午後1時

消費税の提出期限日 3月31日(火)

相談・提出の受付 午前9時～11時  
午後1時～2時

最終日間際は大変混み合います。早期提出にご協力ください。

## ◆ 確定申告期のお願い ◆ 持ち物については、3面チェックリストをご覧ください。

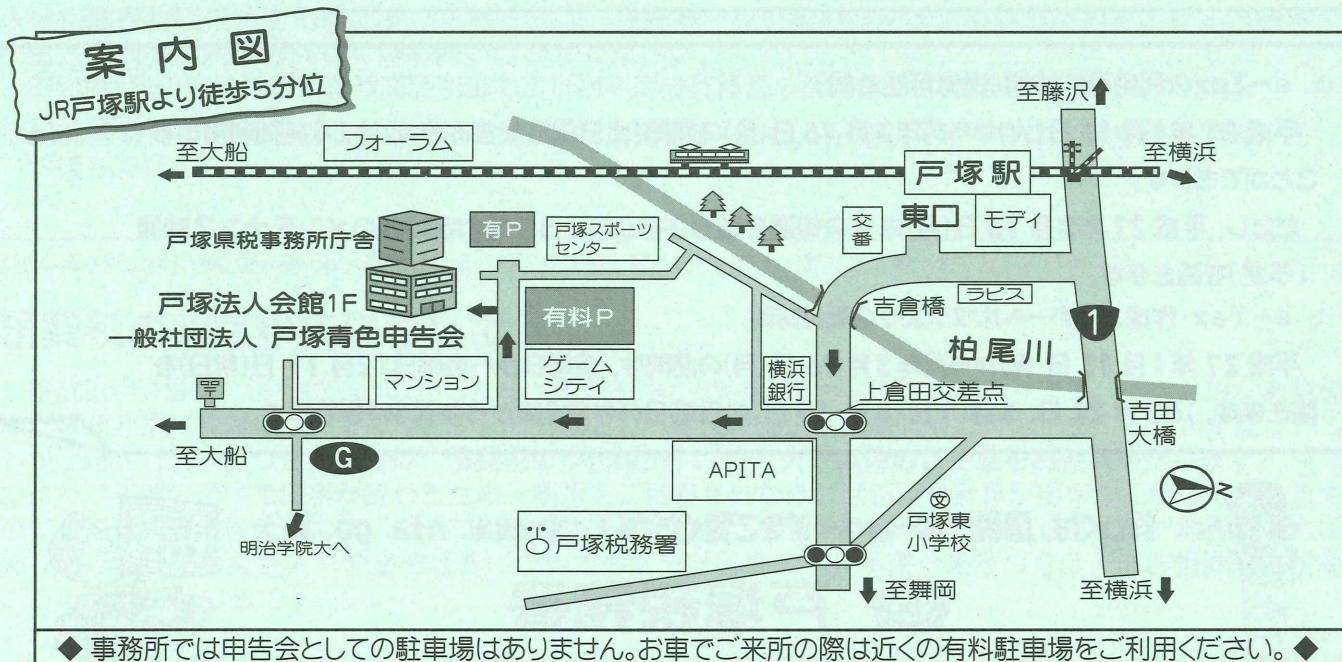
### ☆所得税の確定申告相談について

- 確定申告期は、1回の指導時間を50分以内とさせていただいております。  
(記帳相談は3/17(火)以降にお願いいたします。)
- 土地や建物、株式の譲渡申告や、相続税・贈与税の申告については税務署でご相談ください。

### ☆消費税の確定申告書を提出される方へ

- 平成24・25年分の所得税確定申告書、消費税確定申告書及び平成26年分の帳簿を必ずお持ちください。
- 消費税法改正により、計算が複雑になっているため、3/17以降のご相談をお願いする場合がございますが、ご了承ください。(3面に続く)

平成26年分までの会費をお支払いいただいている方は、お支払いを済ませてからご相談下さい。





# 確定申告だより

## 確定申告期間及び納付期限について

### ☆ 所得税及び復興特別所得税

**申告期間** 平成 27 年 2 月 16 日(月)から同年 3 月 16 日(月)までです。

**納付期限** 現金納付の場合 平成 27 年 3 月 16 日(月)までです。

振替納税の場合 振替日は、平成 27 年 4 月 20 日(月)です。



### ☆ 消費税及び地方消費税

**申告・納付期限** 平成 27 年 3 月 31 日(火)までです。

振替納税の場合 振替日は、平成 27 年 4 月 23 日(木)です。

※ 御注意：振替納税をご利用の方は、事前に口座の残高をご確認いただくようお願いします。

### ☆ 贈与税

**申告期間** 平成 27 年 2 月 2 日(月)から同年 3 月 16 日(月)までです。

**納付期限** 平成 27 年 3 月 16 日(月)までです。



## 復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

☆ 平成 25 年から平成 49 年までの各年分の確定申告については、所得税と復興特別所得税を併せて申告してその合計額を納付することとなっています。

☆ 平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について、復興特別所得税の記載漏れや計算誤り等が数多く見受けられましたので、平成 26 年分の確定申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れ等のないようご注意ください。

## 平成 26 年分の確定申告期における e-Tax の受付時間について

### ☆ e-Tax の利用可能時間(送信可能時間)

平成 27 年 1 月 13 日(火)から同年 3 月 16 日(月)の期間(土日祝日を含みます)は 24 時間利用することができます。

ただし、平成 27 年 3 月 16 日(月)以外の毎週月曜日午前 0 時から午前 8 時 30 分のメンテナンス時間(予定)を除きます。

### ☆ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

平成 27 年 1 月 13 日(火)から同年 3 月 16 日(月)の期間は、月曜日から金曜日(2 月 11 日(祝日)を除きます。)と 2 月 22 日、3 月(1 日・8 日・15 日)の日曜日の午前 9 時から午後 8 時までです。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。《[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)》

税 戸塚税務署



# 平成26年分決算・確定申告指導を受ける際の持ち物チェック!!

主なものだけ記載してあります。これ以外については（株式の売買等）明細のわかるものをお持ちください。

	準備する持ち物	アドバイス	<input checked="" type="checkbox"/>
全員必要	平成24・25年分 決算書・所得税確定申告書の控え	申告会又は税務署の受付印のあるもの 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	<input type="checkbox"/>
	税務署からの送付物	平成26年分申告書、決算書の用紙 代理送信をした方は、税務署からの葉書	<input type="checkbox"/>
	平成26年分集計表または試算表	帳簿の内容を集計してください。	<input type="checkbox"/>
	認印、筆記用具、電卓		<input type="checkbox"/>
必要な方のみ	減価償却費の計算書	原則代理送信をした方のみ昨年12月に送付しています。	<input type="checkbox"/>
	新たに取得した減価償却資産（10万円以上のもの）明細書	事業用車両を購入した場合は、領収書だけでなく、各明細のわかるもの。	<input type="checkbox"/>
	平成24・25年分 消費税確定申告書の控え及び平成26年分帳簿	申告会又は税務署の受付印のあるもの 代理送信をした方は、昨年3月末に郵送した控え	<input type="checkbox"/>
	平成26年中に支払った医療費の領収書	受診者ごと、医療機関ごとに集計して下さい。	<input type="checkbox"/>
	平成26年中に支払った健康保険料（介護保険料含む）の領収書又は、健康保険料（介護保険料）納付額のお知らせ	支払決定通知書ではありませんのでご注意ください。 過年度分のものでも平成26年中に支払ったのであれば、平成26年分確定申告の控除対象になります。	<input type="checkbox"/>
	平成26年中に支払った国民年金の証明書及び年金基金の証明書		<input type="checkbox"/>
	平成26年分小規模企業共済掛金の証明書	昨年10月末ごろ送付されています。	<input type="checkbox"/>
	平成26年分生命保険料控除証明書（一般用・個人年金用・介護医療保険用）	生命保険料控除が改正され、新たに介護医療保険が追加されました。	<input type="checkbox"/>
	平成26年分地震保険料・旧長期損害保険料控除証明書	貸家又は事務所に係る部分の保険は事業の経費です。 確定申告の控除対象は、実際のお住まいの物です。	<input type="checkbox"/>
	平成26年分給与所得の源泉徴収票	なくした場合は、再発行をお願いします。	<input type="checkbox"/>
	平成26年分公的年金等の源泉徴収票		<input type="checkbox"/>
	住民基本台帳カード（電子証明書付き）	有効期限にご注意ください。電子証明書の有効期限は3年間です。	<input type="checkbox"/>

※住宅取得特別控除を初めて受けられる方は、住民票・売買契約書又は工事請負契約書・登記簿謄本・借入金残高証明書等詳しくはお問い合わせください。

2年目以降の方は、借入金残高証明書および初年度の計算書の控えまたは税務署から送られた資料。

※配偶者（扶養）控除を受けるときは、配偶者（扶養家族）の収入を証明できるもの（源泉徴収票等）をお持ちください。

## 消費税の確定申告について

平成26年4月より消費税法の改正のため、消費税率が5%から8%へ変更しております。そのため、消費税の計算が非常に複雑になっており、3月16日までの所得税の確定申告期間中に対応することが大変難しいことが予想されます。つきましては、**消費税の申告は3月17日（火）以降のご相談をお願いいたします。**

また、年度の途中で税率が変わるために、帳簿をご持参されなければ正確な計算が出来なくなっていますので、消費税の申告の際には、必ずご記帳の帳簿をご持参されますようお願いいたします。一般課税の方は、売り上げだけでなく仕入れや必要経費についても区分が必要です。手書き帳簿の方は、申告相談前に税率ごとの集計をしてきて下さい。

## 簡単な事ほど慎重に

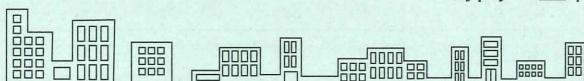
仕事は忙しさのあまり確認を怠ると思わぬミスが発生する恐れがあると思います。

私はお客様と打ち合わせる際に出来るだけ専門用語をやめて分かり易い言葉に置き換えて話すことを心掛けていますが、確定申告時期の扶養控除等についても「息子さんは今年20歳ですね。大学2年生ですか。早いですね。アルバイトとかしてますか」という、専門用語のわかる方が聞けばなんとも回りくどい聞き方から自分の目的を達成しようとアプローチして行きます。

ただ、こういった回りくどい方法が出来ているうちにはミスが少ないので、時間に追われ、確定申告も終盤になると、焦りからかこの辺りの話をショートカットし始めます。「ご家族は変わりないです。それでは昨年と同じと考えますね。」これが一番危なくて、子供がアルバイトをしていて年収が103万以上になっていたとか思わぬミスが発生します。

毎年反省だらけですが、今年も「簡単な事ほど慎重に」を心がけて進みたいと思います。

嶋岡 正和



### 当会ホームページ リニューアルのお知らせ



当会のホームページをリニューアルしました。  
それに伴いURLが変わりました。

<http://www.totukaaorio.com/>

\*\*\*\*\*是非ご活用ください。\*\*\*\*\*

### 会費の納入のお願い

会費は年払いとしておりますが、銀行自動振替の方は年2回にわけての納入となります。

前期(27年4月～9月)分9,000円は、4月3日(金)  
が振替日です。残高の確認をお願いします。

### お願い

転居や廃業をされた方、その他変更のある方は、事務局(TEL 045-881-8558)までご連絡をお願いいたします。税務署へのお届けが必要になりますので、ご相談下さい。

### 会の動き

- ◆ 報告(前号予定に掲載されなかった分)  
1月20日(火) 厚生委員会 (事務所)
- ◆ 予定  
2月3日～2月28日 決算申告相談会 (JA各支店)  
※詳細は別刷りのご案内を確認下さい。

## 「ブルーリターンA」をお使いの皆様へ

会計ソフト「ブルーリターンA」のご利用者には、毎年1月にバージョンアップソフトが送付されております。当ソフトをインストールすることによって、平成25年度の税制改正、青色申告決算書及び確定申告書の様式変更に対応することができますので、決算書・申告書の作成前にインストールして頂けるようお願いいたします。

平成26年11月末日までに「ブルーリターンA」の新サービスをご利用いただいたみなさまへは、平成27年1月以降のバージョンアップ版ソフトが送付されず、インターネットを介して自動的におこなわれます。バージョンアップ版ソフト公開時には、利用者の皆さまにメールまたはFAXでご案内し、パソコンのデスクトップ画面右下の通知領域から「ブルーリターンA更新のお知らせ」が自動表示されます。ただし、スタートメニューの導入設定でお知らせの受取方法を“受取り不用”にされた方は、「BRAスタートメニュー」のお知らせ画面でご確認いただくこととなります。

### 広告掲載募集のお知らせ

当会会報「道しるべ」に、会員の方の事業の広告掲載依頼を承ります。サイズはA4の6分の1程度です。料金は1回5,100円(税込)、1会員として年4回までとします。

又、会報発送時に広告の配布依頼も承ります。料金はA4は12,300円(税込)、B5は10,200円(税込)1会員の入稿は年3回までとします。チラシの製作は各自でお願いします。

事業主様の事業紹介も継続して行っております。1回目は無料、2回目以降は1回の掲載につき5,100円(税込)です。

随時受付中です。詳細はお電話で事務局までお問い合わせください。

電話：045-881-8558

能勢安三郎 様 泉 区  
齋藤 繁助 様 戸塚区  
三室 治男 様 荒 区  
清水 篤雄 様 泉 区

謹んでご冥福をお祈りいたします

※事故があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。